

大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月11日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第1号

大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「等」を削り、同条中「が所管する手続等であって」を「に対して行うこととされ、又は市長等が行うこととしている申請、届出、処分の通知その他の通知、縦覧若しくは閲覧又は書面等若しくは電磁的記録の作成若しくは保存のうち」に、「受けるもの以外の手続等」を「受けないもの」に改める。

第10条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。